

頁	旧	新	摘要																										
12	<p>第1編 総則 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 機関名 中部地方整備局 (2) 初動対応 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p>第1編 総則 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 機関名 中部地方整備局 (2) 初動対応 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																										
19	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>町、県</td> <td><u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td><u>(追記)</u></td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	町、県	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 企業防災の促進	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u>、ボランティアとの連携</td> <td>町、県</td> <td><u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td><u>名古屋地方気象台</u></td> <td><u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u> 、ボランティアとの連携	町、県	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 企業防災の促進	<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置																											
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	町、県	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保																											
	(略)	(略)																											
	(略)	(略)																											
第3節 企業防災の促進	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>																											
区分	機関名	主な措置																											
第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u> 、ボランティアとの連携	町、県	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保																											
	(略)	(略)																											
	(略)	(略)																											
第3節 企業防災の促進	<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>																											
20	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 町及び県における措置 <u>(追記)</u></p>	<p>第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u>、ボランティアとの連携 1 町及び県における措置 <u>(1) 消防団の充実強化</u> <u>町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																										

頁	旧	新	摘要
21	<u>(1)～(3)</u> (略)	<u>(2)～(4)</u> (略)	
25	第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 <u>(追記)</u>	第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 3 <u>名古屋地方気象台における措置</u> <u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
28	第2編 災害予防 第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 3 関連調整事項 <u>(追記)</u> <u>(3)</u> (略)	第2編 災害予防 第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 3 関連調整事項 <u>(3) 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。また、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。</u> <u>(4)</u> (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
40	第4章 建築物等の安全化 第1節 交通関係施設対策 2 道路 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>	第4章 建築物等の安全化 第1節 交通関係施設対策 2 道路 <u>(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u> <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> <u>(3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u> <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u> <u>(4) 直轄国道の高架区間等の避難場所としての活用</u> <u>中部地方整備局は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進するものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正

頁	旧	新	摘要
	(2) (略)	(5) (略)	
54	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 5 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 <u>(追記)</u></p>	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 5 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 <u>エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>町、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊</u> <u>や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したイン</u> <u>ターネット機器の整備、活用に努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
54	<p>6 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>(追記)</u></p> <p>また、町及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	<p>6 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が</u> <u>悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用</u> <u>資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>また、町及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
54	<p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>8 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム (B-PLo)</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料</u> <u>水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機</u> <u>等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
64	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 主な機関の措置</p>	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 主な機関の措置</p>	

頁	旧			新			摘要						
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置							
	第1節 避難所の指定・ 整備等	町	(略) (略) <u>(追記)</u> 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>	第1節 避難所の指定・ 整備等	町	(略) (略) <u>1(3) 指定福祉避難所の指定</u> 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 <u>1(7) 避難者等の情報把握</u> <u>1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>	防災基本計画修正を踏 まえた修正						
65	第1節 避難所の指定・整備等 1 町における措置 (2) 指定避難所の指定 ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u> <u><一人当たりの必要占有面積></u> <table border="1"> <tr> <td><u>1㎡/人</u></td> <td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の専有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>2㎡/人</u></td> <td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>3㎡/人</u></td> <td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td> </tr> </table> <u>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u> <u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>一家族が目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u> エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 <u>(追記)</u>			<u>1㎡/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の専有面積</u>	<u>2㎡/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3㎡/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	第1節 避難所の指定・整備等 1 町における措置 (2) 指定避難所の指定 ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u> <u>(削除)</u> エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、 <u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u> <u>ク 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当であ</u>			「避難生活 における良 好な生活環 境の確保に 向けた取組 指針」を踏 まえた修正
<u>1㎡/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の専有面積</u>												
<u>2㎡/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>												
<u>3㎡/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>												
							防災基本計画修正を踏 まえた修正 表記の整理						

頁	旧	新	摘要
66	<p>(3) 福祉避難所の整備</p> <p>ア 町は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>エ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>オ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図</p>	<p><u>る場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u></p> <p>ア 町は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定福祉避難所</u>として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>イ 町は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ 町は、<u>指定福祉避難所</u>について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定福祉避難所</u>として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>エ 町は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定福祉避難所</u>で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定福祉避難所</u>へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難<u>生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸</u>、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベ</p>	<p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に</p>

頁	旧	新	摘要
66	<p>るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p>	<p>ッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p>	<p>向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
67	<p>エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に</u>、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>カ 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(7) <u>避難者等の情報把握</u></p> <p><u>町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	旧	新	摘 要
		<p><u>の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	
72	<p>第2節 要配慮者支援対策 1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 災害ケースマネジメント</p> <p>町及び県は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策 1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 災害ケースマネジメント</p> <p>町及び県は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
72	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 町及び県における措置 <u>(追記)</u></p>	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 町及び県における措置 <u>(3) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> <u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u></p>	定義の明確化
75	<p>第9章 広域応援・受援体制の整備 第1節 広域応援・受援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 (3) 受援体制の整備</p> <p>町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>特に、</u>庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保</p>	<p>第9章 広域応援・受援体制の整備 第1節 広域応援・受援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 (3) 受援体制の整備</p> <p>町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

頁	旧	新	摘要
	<p>保に配慮する。 <u>(追記)</u></p> <p><u>また</u>、町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p><u>イ 宿泊場所等の確保</u> 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、<u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 訓練等の実施</u> 町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	
78	<p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p>	<p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
79	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
83	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 町、県、蟹江警察署及び名古屋地方気象台における措置</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 町、県、蟹江警察署及び名古屋地方気象台における措置</p>	

頁	旧	新	摘要																
	<p>(4) 過去の災害教訓の伝承 町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるように公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>(4) 過去の災害教訓の伝承 町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるように公開に努めるものとする。 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																
88	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営 1 町における措置 (2) 町本部の設置又は廃止の県等への報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知及び公表先</th> <th>通知及び公表の方法</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部</td> <td><u>無線</u>、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）</td> <td rowspan="2">総務対策部</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）</td> <td><u>無線</u>、加入電話</td> </tr> </tbody> </table>	通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	県災害対策本部	<u>無線</u> 、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部	災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	<u>無線</u> 、加入電話	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営 1 町における措置 (2) 町本部の設置又は廃止の県等への報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知及び公表先</th> <th>通知及び公表の方法</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部</td> <td><u>県高度情報通信ネットワーク</u>、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）</td> <td rowspan="2">総務対策部</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）</td> <td><u>県高度情報通信ネットワーク</u>、加入電話</td> </tr> </tbody> </table>	通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	県災害対策本部	<u>県高度情報通信ネットワーク</u> 、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部	災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	<u>県高度情報通信ネットワーク</u> 、加入電話	表記の整理
通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者																	
県災害対策本部	<u>無線</u> 、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部																	
災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	<u>無線</u> 、加入電話																		
通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者																	
県災害対策本部	<u>県高度情報通信ネットワーク</u> 、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部																	
災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	<u>県高度情報通信ネットワーク</u> 、加入電話																		
89	<p>3 警戒班の組織 非常配備当番班長 <u>(追記)</u> により構成され、以下の活動を行う。</p>	<p>3 警戒班の組織 非常配備当番班長 <u>及び班員</u> により構成され、以下の活動を行う。</p>	表記の整理																
	<p>7 町本部設置の流れ (略)</p>	(削除)	表記の整理																
91	<p>8 防災関係機関における措置 (略)</p>	<p>7 防災関係機関における措置 (略)</p>	表記の整理																
92	<p>第2節 部別の所掌分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生対策部</td> <td>(11) <u>医療、助産、防疫及び環境衛生</u>に関すること (12) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> (13) <u>遺体捜索及び処理に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	部名	所掌事務	民生対策部	(11) <u>医療、助産、防疫及び環境衛生</u> に関すること (12) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> (13) <u>遺体捜索及び処理に関すること</u>	<p>第2節 部別の所掌分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生対策部</td> <td>(11) <u>医療及び助産</u>に関すること <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	部名	所掌事務	民生対策部	(11) <u>医療及び助産</u> に関すること <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	表記の整理								
部名	所掌事務																		
民生対策部	(11) <u>医療、助産、防疫及び環境衛生</u> に関すること (12) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> (13) <u>遺体捜索及び処理に関すること</u>																		
部名	所掌事務																		
民生対策部	(11) <u>医療及び助産</u> に関すること <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>																		

頁	旧		新		摘要																								
	産業建設対策部	(追記) (追記) (追記)	産業建設対策部	(6) 災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること (7) 遺体捜索及び処理に関すること (8) 防疫及び環境衛生に関すること																									
93	第3節 職員の非常配備 1 職員の非常配備 職員の非常配備基準は、次の通りとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>一</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第<u>二</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第<u>三</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		種別	配備内容	配備時期	第 <u>一</u> 非常配備	(略)	(略)	第 <u>二</u> 非常配備	(略)	(略)	第 <u>三</u> 非常配備	(略)	(略)	第3節 職員の非常配備 1 職員の非常配備 職員の非常配備基準は、次の通りとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>1</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第<u>2</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第<u>3</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		種別	配備内容	配備時期	第 <u>1</u> 非常配備	(略)	(略)	第 <u>2</u> 非常配備	(略)	(略)	第 <u>3</u> 非常配備	(略)	(略)	表記の整理
種別	配備内容	配備時期																											
第 <u>一</u> 非常配備	(略)	(略)																											
第 <u>二</u> 非常配備	(略)	(略)																											
第 <u>三</u> 非常配備	(略)	(略)																											
種別	配備内容	配備時期																											
第 <u>1</u> 非常配備	(略)	(略)																											
第 <u>2</u> 非常配備	(略)	(略)																											
第 <u>3</u> 非常配備	(略)	(略)																											
94	2 非常配備の内容 表中 第 <u>一</u> 非常配備 第 <u>二</u> 非常配備 第 <u>三</u> 非常配備		2 非常配備の内容 表中 第 <u>1</u> 非常配備 第 <u>2</u> 非常配備 第 <u>3</u> 非常配備		表記の整理																								
95	第4節 町本部が設置される以前の活動 1 初動体制確立にあたっての役割 (5) 日祝日及び夜間の当直者 警報発 <u>金</u> 等災害情報を安心安全課長、非常配備当番班長に連絡するとともに、非常配備当番班長が登庁するまでの間、情報連絡活動等を行う。 班長が登庁できない場合には、その代理に連絡し、登庁を要請する。		第4節 町本部が設置される以前の活動 1 初動体制確立にあたっての役割 (5) <u>土</u> 日祝日及び夜間の当直者 警報発 <u>表</u> 等災害情報を安心安全課長、非常配備当番班長に連絡するとともに、非常配備当番班長が登庁するまでの間、情報連絡活動等を行う。 班長が登庁できない場合には、その代理に連絡し、登庁を要請する。		表記の整理																								
106	第2章 避難行動 第1節 気象警報等の発表、伝達 8 気象警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図		第2章 避難行動 第1節 気象警報等の発表、伝達 8 気象警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図		伝達系統図の更新																								

頁	旧	新	摘要
125	<p><u>(追記)</u></p>	<p>6 町民からの問い合わせへの対応 <u>問い合わせ全般については、政策推進対策部が対応するが、行政手続き、行政からの支援等に関する問い合わせについては、民生対策部が対応する。</u> <u>(1) 相談窓口の設置</u> <u>民生対策部は、必要に応じて公共施設、避難所等に相談窓口を設置する。相談内容等については、必要に応じて町本部において各対策部が共有し、迅速な対応に努める。</u> <u>(2) 被災者の支援</u> <u>被災者の支援については、「第4編 災害復旧・復興 第4章 被</u></p>	表記の整理

頁	旧	新	摘要																				
		<u>災者等の生活再建等の支援」による。</u>																					
129	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第10 特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	(略)	(略)	<u>第10 特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)	(略)	(略)	(略)	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第6 施設群長</u> (豊川駐屯地司令)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	(略)	(略)	<u>第6 施設群長</u> (豊川駐屯地司令)	(略)	(略)	(略)	自衛隊の部隊改編に伴う修正
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																					
陸上自衛隊	(略)	(略)																					
	<u>第10 特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)	(略)																					
	(略)	(略)																					
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																					
陸上自衛隊	(略)	(略)																					
	<u>第6 施設群長</u> (豊川駐屯地司令)	(略)																					
	(略)	(略)																					
136	<p>第5節 防災活動拠点の確保等 1 町及び県における措置 (3) 物資の輸送拠点について、町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>第5節 防災活動拠点の確保等 1 町及び県における措置 (3) 物資の輸送拠点について、町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																				
140	<p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 (1) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	<p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 (1) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																				
142	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 ■ 基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、海部医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 ■ 基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、海部医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	医療法の改正に伴う修正																				

頁	旧	新	摘要
144 145	<p>第2節 防疫・保健衛生 1 町における措置 (2) 消毒方法 <u>民生</u>対策部は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施するものとし、必要な消毒用薬剤等の備蓄、調達を行う。 ア～オ（略） (3) 防疫活動 ア <u>民生</u>対策部は、県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。 ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生 1 町における措置 (2) 消毒方法 <u>産業建設</u>対策部は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施するものとし、必要な消毒用薬剤等の備蓄、調達を行う。 ア～オ（略） (3) 防疫活動 ア <u>産業建設</u>対策部は、県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。 ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
150 151	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 1 蟹江警察署における措置 (5) 緊急通行車両の確認 イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、別記様式第<u>1</u>「緊急通行車両確認申出書」を県（海部方面本部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は別記様式第<u>2</u>「緊急通行車両確認証明書」を、別記様式第<u>3</u>の標章とともに申出者に交付する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 1 蟹江警察署における措置 (5) 緊急通行車両の確認 イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、<u>災害対策基本法施行規則</u>別記様式第<u>3</u>※「緊急通行車両確認申出書」を県（海部方面本部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は<u>災害対策基本法施行規則</u>別記様式第<u>5</u>※「緊急通行車両確認証明書」を、<u>災害対策基本法施行規則</u>別記様式第<u>4</u>※の標章とともに申出者に交付する。</p> <p style="text-align: right;"><u>※付属資料 9.19～9.21 参照</u></p>	<p>表記の整理</p>
	<p><u>別記様式 1～3</u> (略)</p>	<p><u>資料編へ移動</u></p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	

頁	旧	新	摘要
160	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 町における措置</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 町における措置</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
161	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「蟹江町避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「蟹江町避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p><u>コ 在宅避難者等の支援拠点</u> 町は、<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
162	<p><u>(追記)</u></p>	<p><u>サ 車中泊避難を行うためのスペース</u></p>	

頁	旧	新	摘要
162	<p><u>コ</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>サ</u> ペットの取扱 民生対策部は保健所と連携し、ペットの処置について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>シ～ス</u> (略)</p>	<p><u>町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>シ</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>ス</u> ペットの取扱 民生対策部は保健所と連携し、ペットの処置について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。<u>また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>セ</u> 避難の長期化に伴う対応 <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u> <u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>(ウ) 洗濯等の頻度</u> <u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> <u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u> <u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u> <u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u> <u>(ク) 避難者の健康状態</u> <u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p> <p><u>ソ～タ</u> (略)</p>	<p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	第2節 用配慮者支援対策	第2節 用配慮者支援対策	表記の整理

頁	旧	新	摘要
164	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については</u>、町が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DCAT)</u> の編成・派遣については、県が実施する。</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定している<u>ため</u>、町が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> や<u>災害支援ナース</u>の編成・派遣については、県が実施する。</p>	及び防災基本計画修正を踏まえた修正
165	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p>	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>とともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
173	<p>第12章 遺体の取扱い</p> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 町における措置</p> <p>(1) 遺体の収容及び一時保存</p> <p>ア 遺体安置所</p> <p>(イ) 民生対策部は、遺体安置所に相談<u>所</u>を設け、相談に応じる。</p>	<p>第12章 遺体の取扱い</p> <p>第2節 遺体の処理</p> <p>1 町における措置</p> <p>(1) 遺体の収容及び一時保存</p> <p>ア 遺体安置所</p> <p>(イ) 民生<u>及び産業建設</u>対策部は、遺体安置所に相談<u>窓口</u>を設け、相談に応じる。</p>	表記の整理
183	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 町、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合は、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害時モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインター</p>	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 町、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合は、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネ</p>	表記の整理

頁	旧	新	摘要
	ネットに接続できるように設定情報を変更する。	ットに接続できるように設定情報を変更する。	
183	<p>第8節 ライフライン施設の応急復旧 町、県及びライフライン事業者等における措置 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p>	<p>第8節 ライフライン施設の応急復旧 町、県及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開<u>及び海路・空路の活用</u></p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
184	<u>(追記)</u>		
204	<p>第21章 住宅対策 ■ 基本方針 ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p>第21章 住宅対策 ■ 基本方針 ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
216	<p>第4編 災害復旧・復興 第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設災害復旧事業 1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第4編 災害復旧・復興 第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設災害復旧事業 1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
217	<p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (2) 要綱等 <u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (2) 要綱等 <u>(削除)</u></p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
220	<p>第3章 災害廃棄物処理対策 ■ 基本方針 ○ 町及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。</p>	<p>第3章 災害廃棄物等処理対策 ■ 基本方針 ○ 町及び県は、被災状況に即した災害廃棄物<u>等</u>の処理を迅速に実施する。</p>	表記の整理

頁	旧	新	摘要												
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>(追記) 廃棄物</u> <u>(追記) 処理計</u> <u>画</u></td> <td>町</td> <td>1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>(追記) 廃棄物</u> <u>(追記) 処理計</u> <u>画</u>	町	1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>災害廃棄物等</u>処 <u>理対策</u></td> <td>町</td> <td>1(1) 災害廃棄物<u>等</u>処理実行計画の策定</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>災害廃棄物等</u> 処 <u>理対策</u>	町	1(1) 災害廃棄物 <u>等</u> 処理実行計画の策定	
区分	機関名	主な措置													
第1節 <u>(追記) 廃棄物</u> <u>(追記) 処理計</u> <u>画</u>	町	1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定													
区分	機関名	主な措置													
第1節 <u>災害廃棄物等</u> 処 <u>理対策</u>	町	1(1) 災害廃棄物 <u>等</u> 処理実行計画の策定													
220	<p>第1節 <u>(追記) 廃棄物 (追記) 処理計画</u> 1 町における措置 (1) 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理実行計画の策定 (略)</p>	<p>第1節 <u>災害廃棄物等処理対策</u> 1 町における措置 (1) 災害廃棄物<u>等</u>処理実行計画の策定 (略)</p>	表記の整理												
226	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援 第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等 <u>2 (追記)</u> <u>(追記)</u></p>	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援 第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等 <u>2 中部管区行政評価局における措置</u> <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u> <u>町は、相談窓口の設置、町民への広報等について協力する。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正												